

特定非営利活動法人 Future Education Support 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Future Education Support という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を奈良県五條市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全ての子どもや大人に対して、教育、及び療育に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スクール事業
 - ② 野外活動事業
 - ③ 地域活性化事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込む

ものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面等（書面または電磁的方法以下を「書面等」と言う。）をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

（選任等）

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条

の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。
(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少な

くとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければ

ばならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、ホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 山本 まゆみ

副代表理事 頼 秀禎

理事 真鍋 英規

中谷 みさこ

吉川 佳秀

佐野 剛空

監事 山岸 裕

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費 年額 1口 10,000円
- (2) 賛助会員会費 年額 1口 5,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 Future Education Support

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	やまもと まゆみ 山本 まゆみ		有
理事	なかに みさこ 中谷 みさこ		無
理事	らい ひでさだ 頼 秀頼		無
理事	きちかわ よしひで 吉川 佳秀		無
理事	さの ごうくう 佐野 剛空		無
理事	まなべ ひでき 真鍋 英規		無
監事	やまぎし ゆたか 山岸 裕		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人 Future Education Support
設立代表者 山本 まゆみ

1 趣旨

「発達障害者や障害のある子どもが抱える困難を克服し、社会で活躍できるように支援する」を目的として、2020年4月に設立された。地域の伝統文化の継承と、子どもたちの個性を伸ばすことを目指し、地域住民の協力を得て、子どもたちの生活環境を整備し、教育の機会を確保し、子どもたちの将来を支援する。また、子どもたちの生活環境を整備し、教育の機会を確保し、子どもたちの将来を支援する。また、子どもたちの生活環境を整備し、教育の機会を確保し、子どもたちの将来を支援する。

2 申請に至るまでの経過

2020年頃、五條市大塔町の地域おこしとして、障害児支援事業の立ち上げに設立代表者が関わった経緯から、児童福祉課の事業から撤退した後もボランティア活動として任意で活動していた。地域の伝統文化の継承と、子どもたちの個性を伸ばすことを目指し、地域住民の協力を得て、子どもたちの生活環境を整備し、教育の機会を確保し、子どもたちの将来を支援する。また、子どもたちの生活環境を整備し、教育の機会を確保し、子どもたちの将来を支援する。

初年度活動予算書

成立の日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人Future Education Support

(フューチャー エドュケーション サポート)

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	500,000	
		600,000
2 受取入会金		
正会員入会金	100,000	
賛助会員入会金	500,000	
		600,000
3 受取寄附金		
受取寄附金	2,000,000	
		2,000,000
4 受取助成金等		
受取民間助成金	1,000,000	
		1,000,000
5 事業収益		
スクール事業収益	8,900,000	
野外活動事業収益	4,450,000	
		13,350,000
経常収益計		17,550,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	10,920,000	
法定福利費	1,080,000	
人件費計	12,000,000	
(2) その他経費		
寮費	1,500,000	
食費	210,000	
イベント	300,000	
野外活動	200,000	
宿泊野外活動	165,000	
交通費(ガソリン代含)	396,000	
その他経費計	2,771,000	
事業費計		14,771,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	3,150,000	
人件費計	3,150,000	
(2) その他経費		
家賃	405,000	
車両費	900,000	
水道光熱費	360,000	
通信費	60,000	
支払手数料	135,000	
消耗品費	90,000	
その他経費計	1,950,000	
管理費計		5,100,000
経常費用計		19,871,000
当期経常増減額		-2,321,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用		0
当期正味財産増減額		-2,321,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		-2,321,000

翌年度活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人Future Education Support

(フューチャー エドュケーション サポート)

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	500,000	
賛助会員受取会費	500,000	
.....		1,000,000
2 受取入金		
正会員入金	500,000	
賛助会員入金	500,000	
.....		1,000,000
3 受取寄附金		
受取寄附金	2,000,000	
.....		2,000,000
4 受取助成金等		
受取民間助成金	1,000,000	
.....		1,000,000
5 事業収益		
スクール事業収益	19,500,000	
野外活動事業収益	5,350,000	
.....		24,850,000
経常収益計		29,850,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	21,240,000	
法定福利費	2,520,000	
.....		
人件費計	23,760,000	
(2) その他経費		
寮費	3,600,000	
食費	225,000	
野外活動	2,500,000	
宿泊野外活動	225,000	
イベント	350,000	
交通費(ガソリン代含)	528,000	
.....		
その他経費計	7,428,000	
事業費計		31,188,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	4,200,000	
.....		
人件費計	4,200,000	
(2) その他経費		
家賃	720,000	
車両費	1,800,000	
水道光熱費	480,000	
通信費	60,000	
支払手数料	180,000	
消耗品費	120,000	
.....		
その他経費計	3,360,000	
管理費計		7,560,000
経常費用計		38,748,000
当期経常増減額		-8,898,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
.....		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		-8,898,000
前期繰越正味財産額		-2,321,000
次期繰越正味財産額		-11,219,000

初年度事業計画書

成立の日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人 Future Education Support

I 事業の実施方針

初年度は法人の存在と活動を知ってもらうことをしっかりと行う。そのためにまずは、クラウドファンディングもを行い、資金調達と認知度を上げる。また、資金不足を解消するために積極的に助成金の申請を行う。将来的に認定 NPO 法人を目指すため、会員の獲得にも注力したい。主な事業活動であるオルタナティブスクールの運営は、自治体や地域の人との協力を得るため、焦らず、信頼関係を築きながら、マイノリティの子たちの学び場所、遊び場、居場所を継続して提供できるよう活動していきたい。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) スクール事業

【内 容】旧大塔小学校の教室を使い、公教育が合わない子どもへの学び舎事業

【実施場所】奈良県五條市大塔町宇井184番地

【実施日時】平日月曜日から金曜日の通常学校の授業がある日

【事業の対象者】公教育が合わないマイノリティの小、中学生。

【収 益】 8,900 千円 (授業料(寮費含)1ヶ月@150 千円×50 名、
体験(1 週間) 授業料(食費含)@50 千円×28 名)

【費 用】 13,350 千円 (学校経費【寮費1ヶ月@30 千円×50 名、
食費1週間@7.5 千円×28 名、
人件費(職員)1ヶ月@300 千円×2 名×9 か月、
人件費(アルバイト)1 日@10 千円×3 名×20 日×8 か月】)
交通費(ガソリン代)1ヶ月@40 千円×9 ヶ月、
法定福利費1ヶ月@60 千円×2 名×9 ヶ月

(2) 野外活動事業

【内 容】都市部に住む子どもたちが山間部などの自然あふれる場所で野外活動を楽しむ
野外活動に興味のある家族が子連れで楽しめる野外活動イベントの開催

【実施場所】主に奈良県五條市大塔町、その他関西圏にある野外活動地

【実施日時】週末や休日、長期の休み期間

【事業の対象者】都市部に住む子ども
野外活動に興味がある子育て家族

【収 益】 4,450 千円 (野外活動参加費1ヶ月@15 千円×20 名、
宿泊野外活動参加費(5 日間)@50 千円×12 名
夏季(7 日間)@100 千円×10 名
イベント参加費1回@8.5 千円×300 名)

【費 用】 1,421 千円 (野外活動経費1ヶ月@10 千円×20 名
宿泊野外活動経費1回@7.5 千円×22 名、
イベント経費@千円×300 名、人件費@10 千円×2 名×4 回×9 ヶ月、
交通費(ガソリン代含)@4 千円×9 ヶ月)

翌年度事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 Future Education Support

I 事業の実施方針

基本的には、初年度同様 法人の存在と活動を知ってもらうことをしっかりと行う。そのうえで事業経営が安定するように事業収入が計画通り進むよう努力する。初年度以上に、柔軟に対応し、ニーズがある事業を拡大していく。また、地域貢献に関しての事業も積極的に行い、自治体との連携事業を模索していく。認定 NPO 法人の取得を目指し具体的に活動するため、初年後以上の会員の獲得にも尽力する。初年度にみえた様々な経営課題については解決できる策を講じる。先駆的な社会課題解決策を引き続き行っていく。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) スクール事業

【内 容】旧大塔小学校の教室を使い、公教育が合わない子どもへの学び舎事業

【実施場所】奈良県五條市大塔町字井184番地

【実施日時】平日月曜日から金曜日の通常学校の授業がある日

【事業の対象者】公教育が合わないマイノリティの小、中学生。

【収 益】 19,500 千円 (授業料(寮費含)@150 千円×120 名、
体験(1 週間)授業料(食費含)@50 千円×30 名)

【費 用】 26,625 千円 (学校経費【寮費1ヶ月@30 千円×120 名、
食費1週間@7.5 千円×30 名、
人件費(職員)1ヶ月@350 千円×3名×12 か月、
人件費(アルバイト)1日@10 千円×3名×20日×12 か月】)
交通費(ガソリン代含)1ヶ月@40 千円×12 ヶ月
法定福利費1ヶ月@70 千円×3名×12 ヶ月

(2) 野外活動事業

【内 容】都市部に住む子どもたちが山間部などの自然あふれる場所で野外活動を楽しむ

1 週間【実施場所】主に奈良県五條市大塔町、その他関西圏にある野外活動地

【実施日時】週末や休日、長期の休み期間

【事業の対象者】都市部に住む子ども
野外活動に興味がある子育て家族

【収 益】 5,350 千円 (野外活動参加費1ヶ月@1.5 千円×250 名、
宿泊野外活動参加費(5 日間)@50 千円×20 名、
夏季(日間)@100 千円×10 名)
イベント参加費1回@8.5 千円×350 名

【費 用】 4,563 千円 (野外活動経費1ヶ月@10 千円×250 名、
宿泊野外活動経費1回@7.5 千円×30 名、
イベント経費1回@千円×350 名
人件費@10 千円×3名×4回×12 ヶ月
交通費(ガソリン代含)@4 千円×12 ヶ月